**大阪公立大学発ベンチャー認定事前チェックシート**

|  |
| --- |
| **「申請の条件」（規程第４条）の充足性** |
| **(1) 規程第２条に掲げるいずれかの要件に該当していること。** |
| (1-1) | 【特許による技術移転型】大学で承継した特許をもとに起業する場合 |[ ]
| (1-2) | 【特許以外による技術移転型、研究成果活用型】本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業する場合 |[ ]
| (1-3) | 【人材移転型】本学の教職員、学生等がベンチャー企業の設立者となる、又はその設立に深く関与した起業の場合（ただし、教職員の退職や学生の卒業後１年以上経過した者の場合は、原則として対象外とする。） |[ ]
| (1-4) | 【その他関係型】前各号に掲げるもののほか、本学が支援をした起業の場合 |[ ]
|  | （**1-1又は1-2にチェックがある場合**）・大学法人が保有する知的財産権又は研究成果等の使用許諾に関する契約手続を完了している。　　ｏｒ・上記使用許諾に関する契約手続に関する相談をしている。≪手続完了目安（年月日）：　　　　　　　　≫※大学法人が保有する知的財産権又は研究成果等を使用する際には、**事前に大学法人と使用許諾に関する契約**を締結する必要があります。【契約窓口：技術移転推進オフィス】 | [ ] [ ]  |
| **(2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。** |
| (2-1) | 大学等学生をベンチャー企業で雇用する予定がある。 | [ ]  |
|  | **（上記にチェックがある場合）**・大学等学生にベンチャー企業の業務を遂行させる場合、雇用契約等を締結した上で、適切な対価を支払う必要があることについて理解している。・上記の場合、大学等学生の**自由意思に基づき**ベンチャー企業の業務に従事させる必要があることについて理解している。・上記の場合、大学等学生の「学生としての本務（学業）」と「ベンチャー企業での業務」は明確に区分される必要があることについて理解している。 | [ ] [ ] [ ]  |
| **(3) 大学等に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。** |
| (3-1) | ・大学等に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがある場合、大阪公立大学発ベンチャー企業の認定及び称号の付与がなされないことを理解している。 |[ ]
| **(4) 教職員が起業したものにあっては、公立大学法人大阪教職員兼業規程、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校教職員等の利益相反マネジメント規程、その他公立大学法人大阪における関係規則等に定める所要の手続き、許可等が適正になされていること。** |
| (4-1) | 大学等における研究活動とベンチャー企業での研究開発活動の内容が明確に区分されており、ベンチャー企業の役員、発起人、株主となる場合の兼業申請、及び、利益相反自己申告書の提出を完了している。 | [ ]  |
| (4-2) | 大学等の施設・設備を利用する。 | [ ]  |
|  | **（上記にチェックがある場合）**利用する施設や備品について、各施設・設備管理部局の規則等に則った手続を完了している。※必要な手続を採ることなく、施設等を利用することできません。 | [ ]  |
| (4-3) | ベンチャー企業から大学等に対して、物品等や役務を提供する予定がある。 | [ ]  |
|  | **（上記にチェックがある場合）**物品等や役務の提供について、利益相反自己申告書の提出を完了している。※大学等との取引は、大学法人との契約に基づき、適正価格で行う必要があります。※大学等法人業務の請負を前提とした起業は認められません。 | [ ]  |
| (4-4) | ベンチャー企業と大学等との間で、共同研究等を実施する予定がある。 | [ ]  |
|  | **（上記にチェックがある場合）**・既に共同研究等に関する契約を締結している。　　ｏｒ・共同研究等に関する契約の締結に向けた手続を行っている。≪手続完了目安（年月日）：　　　　　　　　≫※ベンチャー企業が大学等と共同研究等を実施するにあたり、研究活動を行う教職員等自身が、当該共同研究等の契約にかかる意思決定や締結手続を行うと、利益相反が懸念されますので、ベンチャー企業側での当該意思決定や締結手続については、当該教職員以外の方によって担われることが推奨されます。当該教職員等は、基本的に大学等の研究者の立場で研究開発活動に専念してください。 | [ ] [ ]  |
| **規程の遵守** |
| 次に掲げる事項を含め、規程その他の関係規定を遵守することを誓約します。 | [ ]  |
| ・認定及び称号付与を求めるにあたり、様式第１号により学長に申請書等を提出します。・称号付与後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに学長に書面にて届け出ます。・ベンチャー企業の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、称号を使用しません。・規程第８条所定の便宜措置を希望する場合は、様式第３号により申請書を学長に提出します。 |

※「規程」とは、「大阪公立大学発ベンチャー企業取扱規程」をいいます。

※「大学等」は大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校をいい、「法人」は公立大学法人大阪をいいます。

※「ベンチャー企業」とは、大阪公立大学発ベンチャー企業の認定及び称号の付与を受けようとするベンチャー企業をいいます。

大学発ベンチャー企業に係る状況は、上記のとおりであることに相違ありません。

提出日：　　　年　　　月　　　日

　　　　　企業名：

　　　　署名：